

令和6年9月5日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 令和6年9月5日
開会 10時00分 閉会 11時10分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 荒 貴賀
副委員長 小田新紀
委 員 塚本逸彦 内山美穂子 長谷陽子
議 長 寺林俊幸
- 4 欠席者 委 員 谷口和弥
- 5 参考人 新居正雄 藤岡博史
- 6 傍聴者 野原恵子 中橋友子
- 7 事務局 事務局長 合田利信 議事課長 佐藤勝博 庶務係長 菅原美栄子
- 8 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された陳情の審査について（別紙）
 - (1) 陳情第6号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書
 - 2 所管事務調査項目について
塚本委員から包括支援システムについてとの意見があり、正副委員長で協議することとした。
 - 3 道外視察研修について
別紙2会議結果のとおり
 - 4 委員の派遣について
 - 5 閉会中の継続調査申し出について
 - 6 次回の委員会の開催日程について
令和6年9月13日（金）午前10時00分から開催することとした。
 - 7 その他

民生常任委員会委員長 荒 貴賀

◇審査内容

(開会 10:00)

○委員長(荒 貴賀) ただいまから、民生常任委員会を開会します。

これよりインターネット中継を始めます。

ここで、事務局から諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

○事務局長(合田利信) 谷口委員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。

○委員長(荒 貴賀) これで、諸般の報告を終わります。

1、付託された陳情の審査についてであります。

陳情第6号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書を議題といたします。

本日は、陳情者である新居正雄さん、藤岡博史さんに参考人として出席をいただいております。

ここで、本日の進め方について申し上げます。

はじめに、本日の審査に当たり、参考人への留意事項について事務局から説明したのち、委員の紹介を行います。

その後、参考人の新居正雄さん、藤岡博史さんより、陳情の趣旨についてご説明いただき、質疑応答が終了しましたら、参考人の方にはご退席いただきます。

なお、その後審査を行います。参考人は退席後に傍聴席で傍聴していただくこともできますので、ご承知ください。

はじめに、参考人への留意事項について、事務局より説明を求めます。

議事課長。

○議事課長(佐藤勝博) 本日の審査に当たりまして、参考人にご留意いただきたい事項について、ご説明させていただきます。本日、お手元に配付の資料1、幕別町議会委員会条例の抜粋を記載した1枚ものの資料をご覧ください。資料の下段、条例第26条の2第3項におきまして、参考人については、第24条(公述人の発言)、第25条(委員と公述人の質疑)の規定を準用すると定めております。第24条では、公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならないとされ、また、第25条第2項では、公述人は、委員に対して質疑をすることができないと規定されておりますので、この点につきまして、あらかじめご留意いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

○委員長(荒 貴賀) ただ今、事務局から説明がありましたとおり、参考人におかれましては、留意事項につきまして、ご承知いただきますようお願いいたします。

次に、委員の紹介を行います。

私は、民生常任委員会委員長の荒と申します。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

続いて、副委員長から順に自己紹介をお願いいたします。

(小田副委員長、長谷委員、内山委員、塚本委員の順で自己紹介)

○委員長（荒 貴賀） それでは、参考人の新居正雄さん、藤岡博史さんより陳情の趣旨について、説明をお願いいたします。

新居さん。

○参考人（新居正雄） 今日は、お招きいただきありがとうございます。

はじめに、陳情の趣旨そのものに関しては、陳情書にあるとおりですので、省略させていただきますが、今回この陳情を行うのは、全日本年金者組合の運動の一環として出しております。お手元に資料をお配りさせていただきましたが、全日本年金者組合の新聞、3枚綴りのほうは、7月に出た財政検証に関する声明、2枚目はホームページから借用しましたが、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の収益がどのくらい上がっているのか、これは年金積立金管理運用独立行政法人という公的なところからの資料ですので、間違いないと思います。それから3枚目は、6月までに同じ趣旨の意見書が採択となった自治体を挙げています。参考にしてください。

年金に関しては、マクロ経済スライドという制度が始まって、100年安心の年金制度と政府は宣伝していますが、私たちが言っているのは、決して100歳まで安心の年金制度ではないと、要するに年金の引き上げをいかに抑えて、財源を維持するのか、そこに年金受給者の生活がどうなるのかという観点は入っていないと思っています。現に、陳情の理由の中に書いてありますけれども、2023年、2024年に年金の引き上げ自体は行われたのですが、この引き上げは物価上昇率には及んでいないと、実質は0.5パーセントあるいは0.6パーセント程度が目減りであるということなのです。私たちはせめて、物価上昇分の年金引き上げをやってほしいと、これは年金受給者みんなが思っていることですし、私と藤岡さんは高校の教員だったので、ある意味高い年金をもらっているのですが、実際国民年金だけの方は平均5万円程度という中で、生活が大変だと、全員一律の物価上昇分を考えると、目減りするような年金にしかなくなって、せめてそこを改善してほしいということなのです。年金者新聞のほうには、そのための財源のことも書いてあるのですが、基本は、労働者の年金保険料を年金支給に充てているということなので、年金を引き上げるためには、現役世代の年金保険料を上げるとかそういうことは、必要な場合もあるかと思うのですが、実はGPIF、資産運用に多額の資金を回してしまっていて、その利益もかなりあると聞いています。ただそれを取り崩すと株価が下がるという問題になってくるので、それは出来ないのではないかと私は思っています。ただ、新聞の裏の右上のほうに配当・利子収入で物価上昇を上回る年金増額はできるというところがあるのですが、その0.5パーセント、0.6パーセントを上げるための財源というのは、2,000億円程度ということなので、GPIFの運用部分、インカムゲインというものだけでも、兆単位の利益があるということですので、その一部を使えば、物価上昇分の年金増額は十分可能だと、私たちは思っています。年金に関しては、個々でさまざまな問題はあるのですが、せめてこの物価高の中で、生活に困らないそういう年金を支給してほしいというのが私たちの願いでありますので、このことで、町の財政を使うわけでもありませんし、国にお願いをするということですので、ぜひ意見書を国に上げていただきたいと考えています。陳情書は、趣旨ということでA4で2枚分と、意見書案ということで1枚つけさせていただきましたが、趣旨が長いので、案

のほうは、他の町での意見書です。これも参考にさせていただいて、ぜひこの趣旨をつかんでいただいて、意見書を国に上げていただきたいと思います。

私からは以上です。

○参考人（藤岡博史） 陳情者の藤岡といいます。

私は、この4月に緑町1町内会、2町内会、3町内会で構成している老人会むつみ会というのがあるのですが、その会長に就任いたしました。いろいろ活動しているのですが、その人たちはほとんどが65歳以上の老人です。單身の方も多くいらっしゃいます。いろんな老後の暮らしを楽しもうと、健康に生きようということで、活動しているのですが、その暮らしは陳情書の内容に書いたように、大変厳しいものです。年金の額が本当に少ない、あるいは、物価上昇がひどいということで、例会にもなかなか来られない、役場のバスを借りて、小旅行したりしているのですが、それも自己負担がありますので、それもなかなか参加できないといった暮らしの中で年金が占める割合が多いので、年金が少なければ、外にもなかなか出ない、活動に参加しない。どんどん引きこもりという状況になっています。人とあまり話をしない、カラオケもやっていますが出てこない、パークゴルフもなかなか参加者が限られると、健康不安も付随して出てきて困っております。そんなこともあって、陳情書に書いていますように、ぜひ国として、物価上昇に見合うような年金の引き上げを検討していただきたいと思いますので、陳情書を提出しました。なお、年金積立金管理運用独立行政法人には、お金があります。そしてそれによって、さまざまな株投資をしたりして、利益はあるのですが、その利益はなかなか年金支給に充てられないのではないかと思います。例えば、株を持っていると、株価が上がれば利益は出てくるわけですが、株をたくさん買えば買うほど、その株を一挙に売るということは、株価の上下に影響があるということも含めて、なかなか難しいわけです。最初から私たちは、自分たちの年金積立金を投資に使うということには反対だったのですが、実際は、投資することによって利益は得ているのですが、それがそのまま年金支給に活かされていないのではないかと思います。私の周りの老人クラブの人、あるいは町内会の人といろいろなお話をする中で、本当にもらった年金ではなかなか暮らせない暮らしになってきたと言われる方が多くて、そういったことを受けて、今回この陳情書を提出した次第です。

どうぞ、趣旨を汲み取っていただいて、意見書を採択していただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（荒 貴賀） ただ今、陳情の趣旨につきまして説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 切実な問題であると認識しています。私も年金受給者の一人ですが、受給するほうから見れば、物価上昇に見合ったというのは、現役の給与所得者も同じだと思えるのです。今回の物価上昇は、今までにない複雑な要因があって、急激な物価上昇が続いているわけで、国民全体においても、かなり負担が大きいところだと思います。まして年金受給者によっては、少ない額の中での物価上昇、物の値段は同じですから、

率も高いとは思いますが、現行の制度自体がこういった状況で、制度を変えるまでの要求ではないのでしょうか、その辺をお願いします。

○委員長（荒 貴賀） 新居さん。

○参考人（新居正雄） 本当は、マクロ経済スライドをやめろという要求は持っていますけど、今回の陳情ではそこまで要求しなくても、とにかく年金支給額を物価上昇に見合うようにしてくれというだけでいいと思います。こちらの委員会の委員さんの合意が得られるのであれば、そういうことを書いてもかまわないと思いますけど、私たちとしては、年金支給額を物価上昇に見合うようにしてくれと、とりあえずそこを上げてくれということです。現役世代も考えることがあると思うのですけれども、6月議会で連合北海道から最低賃金を上げてくれという陳情書が採択されたと思います。これは私も何年か前に陳情書を提出して、同じ趣旨のものが提出されています。今回、最低賃金が北海道でやっと1,000円を超えるという状況になってきている。労働者の賃上げにつながっていくと私たちは思っています。労働者の賃金が上がれば、年金の財源は率で決まっていますので、財源も少し増えるということにもつながってきますので、そちらも含めて、労働者の賃金も上がれば、物価上昇率との0.5パーセントの差も、財源が少し埋まるのではないかと考えています。

○委員長（荒 貴賀） ほかにどうですか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 確認させていただきたいのですけれども、この陳情に関しましては、低年金者、高年金者も含めて、一律に老齢基礎年金を引き上げてほしいという趣旨でよろしいのでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 新居さん。

○参考人（新居正雄） 細かく言うと、私たちもどうすればいいか、細かいことはわからないので、一律という趣旨で、こちらからそういう意見を上げれば、国のほうでその趣旨を汲み取ったとすれば、じゃあどうするかというのは国で考えるでしょうから、とりあえず趣旨は、物価上昇に見合った年金の引き上げということなのです。高額な年金受給者は引き上げしなくていいという話ではないので、これは基礎年金部分だけでなく、厚生年金部分も含めて、物価上昇率には足りないですが、年金額上がってますので、もし国が各自治体からきた意見書を受けて、年金引き上げを実施するのであれば、一律で上げると思います。それは国の問題ですので、そこまで細かく考えているわけではありません。

○委員長（荒 貴賀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 趣旨に関しては、重々理解しているのですけれどもやはり、一律という部分で、いろいろどうなのかなというところで、引っかかっているところもありますけれども、今の年金の仕組み自体が基本的に賦課方式になっていて、今働いている若い人たちが、今の年金受給者の年金を支えているという基本的な方式だと思うのですよね。今はまだ四、五人で1人を支えるということのようですが、将来的には1人が1人を支えるということになっていくということも十分考えられるのではないかと思います。私の身近な若い世代の人たちは、もう年金に期待できない、払いたくないとかそういう声をよく聞くのですよね、その辺に関しては、どうお考えでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 新居さん。

○参考人（新居正雄） 私たちは賦課方式ということを前提にして、さっきからお話しているんですよね。年金者新聞の一面に書いていますけれども、国民年金法第 75 条で積立金の運用は、専ら国民年金の被保険者の利益のためにというところがありますので、先ほど言いました GPIF の買った株を取り崩して、利益分を出せということでもなく、株を持っているだけで、利子・配当金が入ってきますから、あと物価上昇に足りない 0.5 パーセントをかなり上回っていますから、その部分を使うだけでも年金引き上げは十分にできると、とりあえず物価上昇分を補填するだけであれば、そこを私たちは考えているのです。低年金者の年金をどうするかという話は、また別の話だと思っていますので、それは制度そのものに踏み込まないといけないことですので、この陳情ではそこまで踏み込んでいません。先ほど言いましたように、ここの委員会のみなさんの合意が得られれば、そのことについて書き加えていただいてもかまわないですけれども、私たちはそこまで求めているわけではありません、とりあえずタイトルにある物価上昇に見合う老齢基礎年金の引き上げを国に求めていただきたいと、あくまでそこをメインにお願いしているところです。

○委員長（荒 貴賀） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 先ほども意見出しましたが、年金制度が創設された時と人口構造やいろんなことが変わってきている中で、やはり運用の話をしましたけれども、株の運用ですから、いろいろな変動ありますよね。やはり持続可能でなければならないと思うのですよね。そういったときにやはり、制度そのものまで踏み込んで改革を考えていかないと、とりあえず今はいいやとなると、全世代感の公平性が保たれないことになっていくのではないかなと思うのですけれども、同じような質問になるかもしれませんが、その辺はどうお考えですか。

○委員長（荒 貴賀） 新居さん。

○参考人（新居正雄） そこは大きな話になってきますよね、制度そのものになると。もちろん私たちの要求は、マクロ経済スライドをやめろという運動方針は持っています。そういう書面も年金引き上げの書面の中にそういうことも書いています。それと、若い世代の話なのですが、今のマクロ経済スライドのまま、物価上昇に足りない部分しか年金が上がらないとか、財政検証で現役世代が減って、年金受給者が増えていくのであれば、今の制度では年金額を減らさざるを得ないのは当然だろうと、そういうことを若い人が感じたら、年金を払いたくなくなるのは当然のことなのです。この問題は受給者だけの問題ではなく、若い人たちの問題でもあると、そりゃ制度は変えてほしいと思います。今、意見書の話でいうと、そこまで踏み込んだ意見書にしていただければありがたいですけれども、あくまで物価上昇分に見合う年金を引き上げてくれという意見書に留めていますので、委員会の合意、あるいは町議会全体の合意で、意見書の中身が深まっていくのであれば、それはそれで歓迎します。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） よろしいですか。

藤岡さん。

○参考人（藤岡博史） いろいろ思うことはあるのですけれども、内山委員からお話あつ

たようなことも含めて大きな問題はいろいろあります。一つ私が思っているのは、若者たちも含めて、労働法が改悪されて、非正規労働者がどんどん増えているわけですね、特に若い人の割合が多いと言われています。社会保険に加入しない、加入できないということがあるので、年金の財源が補填されないというのがあると思うのですよね、そういう労働法も変えていくというのも将来的には、正社員を増やしていくということもしていかないと、財源が足りなくなることだとは思っているので、ぜひそういうことと併せて、直していかなければならないと思っています。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

小田副委員長。

○副委員長（小田新紀） どうしても、若者の負担というところで、私としては懸念しているというのが一番です。差し当たって、今回の陳情につきましては、物価高に合わせて、年金額を引き上げるという話で、その部分については、理解したつもりではあるのですが、その上で、やはり今の年金支給額は上がるということは、若者の負担が増えると、単純に考えてしまうわけなのですけれども、その後、説明も何回かありましたが、まだ納得できないところも正直あるところではあります。先ほどの若者の最低賃金が上がっていくというところで、年金の財源がご説明いただきましたけれども、ちょっとその仕組みが今一つ理解できなかったのですけれども、結局若者の負担の中で、財源を確保することになっていくのかと受け取ったのですけれども、もし間違っていれば、お示しいただければと思います。

○委員長（荒 貴賀） 新居さん。

○参考人（新居正雄） 国民年金は定額で支払うのですけれども、厚生年金は給与に対するパーセンテージなのですよね、ですから基本給が上がれば自動的にその分は年金保険料が増えるのですよ。ですから、新たな負担ということにはならないと思います。今の制度のままで給料が上がれば、例えば1万円に対して0.1パーセントで10円、そんなものじゃないですけど、それが2万円になったら倍になるわけですね。そういう意味で、年金保険料上がりますけど、パーセンテージに対しての問題ですので、パーセンテージが上がるのであれば新たな負担になりますけど、今の現役世代の人数が変わらないのであれば、給料が上がれば年金保険料が上がるという仕組みになっていると思います。

○委員長（荒 貴賀） 小田副委員長。

○副委員長（小田新紀） ありがとうございます。こちらの理解と同じではあったのですが、お答えあった質問が今の物価高の現状はもちろん把握していますけれども、高齢者の方も、現役世代も物価高に対して大きな負担を背負っているという中で、塚本委員からの質問だったかと思うのですが、若者も同じような負担を感じている中で、賃金は上がるからというご説明をいただいたわけなのですが、その分年金も同じようにということで、それであれば現役世代の手取り分というのはあまり変わらないという状況になってくるわけなので、ちょっとそこら辺も含めて、負担が増えるといえ、パーセンテージの負担は増えないのですけれども、金額の負担は増えてしまうということもあるということで、理解はしていますけれども間違いはないでしょうか。

○委員長（荒 貴賀） 新居さん。

○参考人（新居正雄） 例えば、1パーセントだとしたら、税金とか引かれるにしても、

もらった給料の 99 パーセントは手元に残るわけです。そういう意味では、年金保険料が 1 パーセントのままであっても、給料が上がれば手取りは増えるのです。ですから、その給料の上昇分が物価上昇に見合っているかどうかは別問題ですけれども、今言ったように給料が上がれば、年金保険料も増えますけれども、手取りも増えていますので、そこはご理解ください。

○委員長（荒 貴賀） 小田副委員長。

○副委員長（小田新紀） わかりました。今回の趣旨の中で、最初の話に戻りますけれども、現行の制度の中でということですが、この趣旨のところではいきますと、やはり現役世代の負担による支給額アップというような懸念というのは、取り払うことができないと感想として思っております。もし何かご説明あれば。

○委員長（荒 貴賀） 新居さん。

○参考人（新居正雄） 現役労働者の保険料、国民年金の方の保険料そのものを上げなくても、今の制度のままであっても GPIF の配当・利子収入で物価上昇に足りない分の 0.5 パーセントは賄えるのですよね、労働者のほうはいじらなくていいのです。ただ、厚生労働省がそういう気になっているかどうかという問題なのです。これだけ配当・利子収入があるのに、厚生労働省はそれを使おうとしてないというのが問題なのです。陳情の中に、そういったことを書く必要はないと思いますけれども、たくさんの意見書があがってくれば、例えばそういうことは厚生労働省が考えることになるかもしれないということを私たちは期待しています。なので、現役労働者の保険料を上げて、年金支給額を引き上げてほしいという趣旨では、決してありません。

○委員長（荒 貴賀） ほかにどうですか。

長谷委員。

○委員（長谷陽子） 先ほどの説明で、よくよくわかりました。内容的にも私的にも年金制度って本当に今の制度はおかしいなと思っています。時代とともに変わっていいのだけれども、だからこの陳情書は私はすごく理解しています。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） ほかに質疑がないようですので、これで終わらせていただきます。

新居正雄さん、藤岡博史さんありがとうございました。二人はここでご退席をお願いいたします。

参考人退席のため、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（荒 貴賀） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、本陳情につきまして各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

塚本委員。

○委員（塚本逸彦） 今のお話を伺いまして、切実な実情は十分理解いたしました。制度

上どうしても、支給を増やすということは、限られた原資、株式投資の利益を使うという制度上の改革がない限りは、どうしても若者の負担となっていく、そして若者の賃金が十分に上がっているという現状ではないので、政府は上昇上昇と言っていますが、大企業は上がっているかもしれませんが、ほとんどの中小企業では、まだ景気が良くないのが現状であります。ということは、賃金が低い人ほど負担分の影響は大きいと思いますので、多少賃金が上がっても、所得税も上がる、いろいろなものも上がる。将来的に年収が上がっていけば、その方たちが受け取る年金も上がっていくわけですから、そういったものの原資もトータル的に考えていかないと、早急に結論を出すのは難しいと感じています。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） ほかにご意見のある方いらっしゃいますか。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 今、参考人の方からも株式の利益での充当の話をされておりましたが、やはり制度自体を見直す時期に来ているのではないかと考えています。また、新聞とか資料とかいただいて、まだじっくり読んでいないのですけれども、持続可能な年金制度にしていくことが大事だと思っています。

以上です。

○委員長（荒 貴賀） ほかはよろしかったですか。

（なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 結論をここで出すのか、継続審査とするのか、ご意見を伺いたいと思いますが、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 各委員から、いろいろと質疑、意見が出されましたが、もう少し時間をかけて、あと欠席委員もおりますので、継続審査としたほうがいいと思います。

○委員長（荒 貴賀） ただ今、内山委員から本陳情書につきまして、継続審査にするべきというご意見が出されました。会期はまだありますので、会期中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（荒 貴賀） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを国に求める陳情書につきましては、会期中の継続審査といたします。

以上で、本委員会のインターネット中継を終了します。

（審査終了 10：44）